

傍 聴 要 領

宮城県社会福祉審議会
児童福祉専門分科会育成部会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所並びに年齢を記入し、部会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の制限

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるため、18歳未満の者は、傍聴することができません。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会場において、飲食をしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、部会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。